

令和3年10月26日

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準
の弾力的運用の終了について

消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを受け、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から実施していた食品表示基準の弾力的運用について、令和3年12月31日をもって終了する旨を、本日、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知しました。

<添付資料>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室
担当者：宮本、伊藤
TEL：03-3507-8800（内線2612）
直通：03-3507-9144

農林水産省消費・安全局
消費者行政・食育課
担当者：大曲、今井
TEL：03-3502-8111（内線4630）
直通：03-6744-1703

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課
担当者：桑原、中神
TEL：03-5253-1111（内線2359）

消表対第1763号
3消安第3892号
健が発1026第1号
令和3年10月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく
食品表示基準の運用の終了について

このことについて、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（令和2年4月10日付け消表対第691号、2消安第217号及び健が発0410第1号）を発出し、食品表示法（平成25年法律第70号）の運用を緩和する措置を講じてきたところですが、令和3年12月31日をもってこの通知を廃止することとしましたので、適切な対応をお願いします。

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室
担当者：宮本、伊藤
TEL：03-3507-8800（内線2612）
直通：03-3507-9144

農林水産省消費・安全局
消費者行政・食育課
担当者：大曲、今井
TEL：03-3502-8111（内線4630）
直通：03-6744-1703

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課
担当者：桑原、中神
TEL：03-5253-1111（内線2359）